

大阪市水道局告示第39号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年6月16日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

名 称	所 在 地	指 定 日
関西不動産株式会社	大阪市福島区福島7丁目3番19号	令和7年 5月31日
トータルライフサービスアール	大阪府門真市三ツ島5丁目7番22号	
株式会社季幸建設	大阪市東淀川区豊里5丁目3番4号-B	

（水道局工務部給水課）